

神奈川県議会議員県政調査実施要領

1 趣 旨

この要領は、地方自治法第 100 条第 13 項で定める議員派遣の規定に基づく県議会議員が実施する調査（以下「県政調査」という。）に関し、必要な事項を定め、もって議会機能を充実・強化し、県政の発展に資するものとする。

2 調査計画

- (1) 県政調査を実施しようとする議員は、次の基準に合致した調査計画を立案し、所属する会派の団長へ提出するものとする。
 - ① 調査経費は、議員 1 人当たり 100 万円以内とし、旅費、借上げ車両代及び国外調査における通訳料とする。
 - ② 調査は、1 日につき午前及び午後にそれぞれ 1 箇所以上実施する。ただし、移動日については、1 箇所以上実施する。
- (2) (1)により調査計画を提出された会派の団長は、調査内容を審査し、調査の必要性を認めた場合は、「県政調査計画書（様式 1）」（以下「計画書」という。）を作成し、「県政調査日程表（様式 2）」及び「県政調査計画審査結果（様式 3）」を添えて議長に提出するものとする。
- (3) 計画書等は、出発予定日の 1 ヶ月前までに議長に提出するものとする。ただし、自然災害等の急を要する県政調査については、この限りでない。

3 派遣手続き

- (1) 議長は、計画書等を受理した場合、調査の必要性を認めた上で、議員派遣の手続きを行うものとする。
- (2) 議員派遣の手続きは、神奈川県議会会議規則第 113 条の 3 による。

4 計画書等

議長は、議員派遣の決定後、計画書等を県民に公表するものとする。

5 調査結果

- (1) 各会派の団長は、調査を実施した議員から提出された調査報告に基づき、調査終了後、3ヶ月以内に「県政調査報告書（様式4）」を議長に提出するものとする。
- (2) 県政調査報告書は、県民に公表するものとする。

6 職員の随行

3名以上の議員で調査団を構成し、県政調査を実施する場合は、その要請により、議長は、議員3名につき職員1名を随行させることができるものとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、県政調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月12日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月17日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月21日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月11日より施行する。

県政調査計画書

年 月 日

県議会議長

殿

会派名

団長名

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) (団 員)
2 調査目的	
3 調査期間	年 月 日～ 年 月 日
4 調査地	
5 調査項目	
6 経費の概算額	① 議員旅費 … 円 ② 通訳料 … 円 ③ 車借上料 … 円

* 日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※ 現地時間は、当該都市における時間である。

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	
---------	--

1 要領 2 (1) の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員1人当たり100万円以内		
② 調査箇所	1日につき午前及び午後それぞれ 1箇所以上調査実施 移動日は1箇所以上調査実施		

2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	
② 調査の実施時期が時宜を得たものか。	
③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。	
④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。	

県政調査報告書

年 月 日

県議会議長

殿

会派名

団長名

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) (団 員)
2 調査目的	
3 調査期間	年 月 日～ 年 月 日
4 調査地	
5 調査内容	(別添のとおり)